平成２５年（フ）第３４７号
山梨県南アルプス市百々1908番地13
債務者　杉本　重之
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
長野県木曽郡木祖村大字薮原413番地４
債務者　山口奈津子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第９１６号
名古屋市中川区尾頭橋１丁目１番35号　シティーコーポ尾頭橋５号館507号
債務者　福元　美保
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０２０号
名古屋市南区明治２丁目28番11号　ブライト明治303号
債務者　中川奈緒子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０９号
兵庫県尼崎市七松町３丁目８番30号
債務者　河野せとみ
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９４号
岡山県久米郡美咲町北1234番地
債務者　結石　　聡
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１１３号
福岡県飯塚市勢田284番地、住民票上の住所福岡県飯塚市勢田338番地67
債務者　三木眞由美
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第６３９号
北九州市八幡東区東山１丁目１番33号
債務者　對馬　　等
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７２０号
北九州市小倉北区砂津１丁目２番21―701号
債務者　菅　　博隆
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３５５号
大分県竹田市久住町大字柏木6050―２―10ガンジー寮105号、住民票上の住所大分県別府市石垣西２丁目３番47―103号　藤内コーポ
債務者　林　　忠雄
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５６号
大分県別府市石垣西２丁目３番47―103号　藤内コーポ
債務者　林　　島子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３８１号
大分県豊後大野市犬飼町犬飼83番地
債務者　船瀬　朋枝（旧姓河﨑）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２５号
大分県臼杵市大字臼杵171番地の２
債務者　米村　祐一（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４３３号
大分市大字古国府888番地の７　広瀬町コート509
債務者　宮本久美子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４３５号
大分市大字中戸次4076番地　３棟401号
債務者　今村　千晴（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０７号
宮崎市山崎町上ノ原1030番地　市営住宅250棟８号
債務者　長峰　恭子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９２号
北海道帯広市西２条南24丁目14番地２　コーポ美幸102号
債務者　橋本　惠子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係